

第六章 『アナ系』全水解放聯盟』の創立と活動

一 『全水解放聯盟』結成の時期と経過

全水におけるアナ系史の、もつとも活動的な組織であった『全水解放聯盟』の結成時期については、いろいろの異説がある。

大正十四年十月、アナ系の最初の組織『全水青年聯盟』の第一回協議会が、京都の全水水平学校講堂において開催されたことは第四章で前述した。

この協議会の内容について報告した『青研』機関紙「自由新聞」は、第六号をもって、浜松の小山紋太郎から、発行所を、京都水平社青年聯盟に引きつがれたが、京都青年聯盟はまったく機関紙を発行しなかったので、「自由新聞」は、第六号をもって終刊となった。

浜松日本楽器争議、右翼暴力団にからまる差別文書に対する糾弾闘争に関し、支援をよびかけたのに対し、全水本部から松田喜一（ボル、『青年同盟』）、京都から浅田善之助、岐阜北原泰作、名古屋生駒良一、その他、九州等からも浜松に來援したが、京都におけるアナ系水平運動、すなわち『青研』についても、その代表的活動家であった、右述の浅田善之助は、当時、すでに思想上の転向があり、水平社の青年組織を一本化（結局、ボルへの統一）することを、松田と共に協議し、水平社の東西分離の端緒をつくった静岡県水の小山紋太郎を浜松へ支援に赴くのを機会に、前記の目的を胸中にいだい

て東上した事情からみて、京都府水平社による『青研』、乃至「自由新聞」などの活動継続は、客観的に、不可能であったのだが、その情勢は、充分に東海地方の同志には理解されなかったのかもしれないが、すでに京都協議会に於て菱野は、無産政党の肯定を主張するなど、少しく注意すれば、『青研』の持続が不可能であったことはあきらかである。

ここに、当然、かかる情勢をふまえて、あたらしいアナ系の、しかも、従来のような、純粹とは言いがたい分子をふくまないアナ系活動家集団をもって、組織をもつことが、さしせまった急務であることは、同志のあいだで、つよく、意識されつつあったであろう事は推察にかたくない。おそらく、そうした動機によつて『全水解放聯盟』は、かなり内容的にも、人間的にも、すべての点で一新したあたらしい組織が持たれることになったと思われる。

しかしながら、最初に、問題をとりあげたように、その結成の時期については、人によつてまちまちで一定していない。

おそらく、それは、何等かの事情があつて、期日が流動的であつたのであろう。

大原労働年鑑は、『全水解放聯盟』の創立のときを大正十五年十月としているが、大原労働年鑑の十月説の出典については、つまびらかでない。

部落問題研『水平運動史の研究』年表篇は、十月説をとつており、出典は、大原労働年鑑に従っている。

なお、右記の年表篇には、八月二十八日、全水有志大会が、兵庫県武庫郡住吉村（神戸市）仲区青年会館で開催された、ということが

掲載されている。人によってはこれが『全水解放同盟』の創立準備会であるとしている。

馬原鉄男は、これは創立準備会ではなくて、『全水解放同盟』そのものの創立であるとして、次のように書いてあるが、まったく誤信ではないかと思う。

「平野らは水平運動は、いまや完全に共産主義化したとして(中略)、八月二十八日、兵庫県で、有志協議会をひらき『全国水平社解放同盟』を結成した。(部落問題研、馬原鉄男著『水平運動の研究』P131) 前述の八月二十八日、創立準備会説といひ、あるいはすすんで創立そのものとする思考の根源は、おそらく、慶応大学部落問題研究会機関誌『部落問題』第四号(昭和三十三年十二月二十五日発行) P48掲載の、住吉水平社主催「各水平社有志協議会」招請状の招請趣意、ならびにその発起人の顔ぶれなどから推して、有りうることとして推定したのではないかと思える。

現在、生きておる、住吉発起人として名をつらねたひとり、神戸前田平一氏、及び、浜松の小山紋太郎氏等は、口をそろえて、このような会の発起人となったことも、このような会合があった(?)ことも、全く記憶がないと言ひ、つよく否定していることよつても、こうした招請状プリントが朝倉重吉にも送られてきた(注77)ことは、まちがいない事実ではあるが、真実の集合目的は別なところにあつたようである(部落問題研『水平運動史の研究』第六巻、研究篇「兵庫県水平運動」を参照されたい。)

(注77)本招請状は、長野県小諸、故朝倉重吉氏所蔵資料、米重氏所蔵。

ちなみに、発起人として名をつらねている人々は、高知県、国沢

人をわずらわし、調査したが、現在の時点では『同仁』は発見できなかった。発行後、半世紀以上を経過しているので、発見できないことのほうが当然であろう。

なお、大正十五年末、長野県知事官房「事務引継書(永久保存、高等、特高の所管事項につき県知事より、内務大臣、警視總監、検事正にあてた詳細な報告書)の全文については、八章、長野県水平運動」に於て紹介したいと思うが、『解放同盟』の結成を示唆する字句についてのみ抽出する。この「引継書」は大正十五年十二月二十二日付にて作製されているので、『解放同盟』の結成についての詳細報告がなされていることが期待されるが、実際には、つぎのように表現されているだけである。

「また、無政府主義系に属する警視庁特要、岩佐作太郎一派、乃至、埼玉県特要、望月辰太郎の一派は、二、三名の同志をひきいて、本年(大正十五年)四月、及び九月の二回にわたり来県。水平社講演会にのぞみ奇きよう過激の言動あり(中略)、八月、朝倉の案内にて浅間登山をなしたる岐阜県特要北原泰作及び数名会合せり。朝倉は八月二十二日より、月余にわたりて、関東、関西、中部地方に旅行、各地の同志と、水平運動に関する意見の交換をなし、主唱者の一員となりて『全国水平社解放同盟』なるものの組織計画に参加、帰県後は、この組織の時期をうかがひ策謀中に有之。」とのみ書かれている。

この「引継書」で見るとかぎりでは、『解放同盟』は、組織されたのか、まだなのか、不得要領である。浅間登山はおそらく特別な意味は有たないと思われる、というのは、前年の大正十四年八月にも、朝倉は、他府県の同志を浅間登山に案内しているからである。

進、兵庫県、酒井力弥、伊藤広、前田平一、その他。東京、深川武、静岡、小山紋太郎。岐阜、北原泰作。京都、桜田規矩三氏等である。一見して、この人々が反「青同」の主張をもち、全水大会においても顕著な活動をしていたことは直ちにうなずけるが、アナ系、粟須系、など、単に、反ボル派混成であつて、これをアナ系有志の協議会であり、さらにおく測をたくましくして、これを『全水解放同盟』の結成乃至その準備であると見るのはあやまつている。

また、馬原氏の場合、平野小剣が『全水解放同盟』の結成に関与したというが、出典があるか。また、北原泰作は、かれの近作『賤民の後裔』筑摩書房刊P94において、「無政府主義を信奉する京都、愛知、静岡、長野、岐阜、広島、山口などの少数急進分子は、『青年同盟』を解散したのち、大正十五年八月、名古屋にあつまつて『解放同盟』を結成した」と書いている。

北原は、当時は、アナ系のすぐれた活動家であり、『解放同盟』の結成には、おそらく重要な活動をしたであろうと思われるので、かれの八月説には、否定するにせよ、肯定するにせよ、重点をおかねばならない。

青木孝壽の「長野県に於ける水平運動」(雑誌『信濃』第24巻第六九、十一号)においては十月説をとっている。出典は、大原労働年鑑によつている。

長野県上田市の民間融和団体「同仁会」の機関誌『同仁』の関係者の遺品中に、『同仁』が発見できれば、当然、近接せる小諸に於ける朝倉重吉の解放同盟機関紙『全国水平新聞』の刊行、ひいては解放同盟の結成に関する正確な報道がなされていることを期待し、知

ただ、八月二十二日から「月余にわたつて」の、朝倉の各地訪問は、『全水解放同盟』の結成に何等かの関連があることが推察されるが、あくまで推そくであり、朝倉は「九月下旬」に小諸へ帰る。いまひとつ、八月には岩佐作太郎が南北佐久(?)をおとずれている。岩佐は、その年の四月にも入信しているが、これは、次章で触れるように、多分、白田署差別事件に関連があつたと思われるが、八月入信の理由は、まったく事情が不明である。小諸青年同盟の結成に出席したのかも知れない。

東京府水、全水中央委員の深川武が、大正十五年十二月号の雑誌『解放』に『全国水平社解放同盟』について紹介文を書いていることは、前に触れた。

それは、創立、日なお浅く、詳しいことは書けないが、左の標語をにかけている(標語は省略)、その他、宣言、創立趣意書を發表したが、近く、機関紙『解放運動』を発行して猛運動に入る」と述べていて、機関紙が『解放運動』を予定していたことを示している。『解放同盟』なる機関誌は昭和三年、福山において、水平運動に努力していた広島県水『解放同盟』の岡田光晴等が、これと同じ誌名のもの創刊した。

それはそれとして、深川の『解放』掲載の文章は、前後の事情からみて、どうしても十月か十一月月上旬に書かれたはずであるから、その時点では『全水解放同盟』は、まちがひなく結成されていたが機関紙が翌、昭和二年七月から創刊された事情は、おそらく、昭和二年三月発生した金融恐慌による農村の動揺、それにつづいて、五月には二回にわたつて、特に北佐久、北信等に晩霜があり、この地方の春桑は全滅の悲運となり、朝倉は、部落問題を水平運動に、農

村問題を、農民自治会」においており、この現前の晩霜災害の対策として、県下農民自治聯合を総動員して、当面の対策として、史的につたえられているところの「モラトリアム」(支払延期々成同盟)を提唱、たとえば、むじんの年掛の掛金の一か年延期、普通債務の債務の無利子一か年延期、年々、税金の猶予、低利国家資金の貸付電灯料金の値下げ、等々を、全村一致で実行にうつすというものであった。

これが全県的に行動化したのは、六月末頃からであったであろうが、この運動が形成されて行く過程で、朝倉は、このしごとのため「解放同盟」の進行が予定どりにすすまなかったという状況にあったということが考えられるのである(第八章参照)。

このことは、要するに「解放同盟」そのものの結成は、大正十五年を超えることはないにもかかわらず、機関紙『全国水平新聞』の創刊は、こうした状況の重なり合いの結果、だんだん延びて翌年の七月まで機関紙の発行が繰り返されたのであろう。

しかし、その解釈には若干の無理がないとは言えない。しかし、この問題はなおこう。

『全水解放同盟』の結成の時期に関しては、類書においてもまちまちである。『部落解放同盟』大阪の企画による『部落解放運動五十年年史』(草稿)は、十月説をとっている。

他の文献によつて、京都市下京区「東七条水平社解放同盟」創立大会がすでに大正十五年十一月十六日に行なわれたことが全く、明白であるので、「解放同盟」の結成は、少くともこれより以前であることはあきらかだ、深川氏の前掲「解放」の文章とも符合する。

また、大正十五年十一月五日発行の自聯機関紙(全国労働組合自

由聯合機関紙)「自由聯合」第六号には、「全水解放同盟」の結成を告げる左の記事が掲載されている。

「つねに人間性奪還のために、勇敢なる戦闘をつづけてきた全国水平社内に於て、このたび、「強権的主張を廃し、人間本来の性情たる相互扶助的精神の徹底と、自由合意による組織の実現」を、その運動の根本的信念とする『全水解放同盟』が組織された。

我等は自由聯合主義を基調とする

政治運動屋を排撃せよ

共産党一派及び職業的運動屋を駆逐せよ

等の標語のもとにたつ『解放同盟』の今後の運動に多大の期待を、吾等は、もつものである。

自由聯合の編集慣習にしたがえば、十一月五日発行紙の締切は十月中発生のニュースを報道しており、そのたてまえからは「解放同盟」の結成は、十月説が妥当であるが、解放同盟レポーターの報告が遅延すれば、この推定は狂ってくるので、絶対性はない。

官庁出版物である内務省警保局発行の「社会運動の状況—水平運動」、それから司法省刊行の「司法研究」は、いずれも「八月説」ととっているが、官庁本は、信頼のおける場合と、相当でたらめな場合とがあり、いちがいにはうのみにはできない。

秋定嘉和氏の「水平運動」(一九三〇年代)も、ほぼ、これに近いが、取材がより広いので有益な場合がある。

同書のP 318—319にかかげてある「全水解放同盟」宣言には「日付」

がはいって、その日付は「一九二六年九月」としるされている。ただ、この出典が筆者に明瞭でないのが、遺憾である。インデックスは出ているのだが、その適用がのみこめない。

『部落問題研』『水平運動史の研究』(年表篇)、青木孝壽氏「長野県水平運動史」(部落問題研、『水平運動史の研究』第五巻研究篇などは、大原社研の「労働年鑑」の記載にしたがわれたということである。大原社研は「十月説」である。結成の時期については後研にまち、一応打ちきることにする。

二 『全水解放同盟』の趣意書、宣言、標語

東京、大阪、京都、並びに長野、埼玉、静岡、愛知、三重、広島、山口の各府県水平社有志は、水平社運動が、近來共産主義化しつつあるをうれえ、水平運動の本流に立ちかえるべく、「解放同盟」を結成。事務所を、名古屋市西区平野町(愛知県水本部)においた。

趣意書

我等は浅薄なる老婆心と、いたずらなる憂慮とを捨て、厳密に、そのよつてきた原因を究明し、以て部落解放運動の徹底を期せねばならぬ。

我等が、いま、声を大にして、我が部落民の記憶を呼びおこさねばならぬことは、「特殊部落民は部落民自分の行動によつて絶体の解放を期す」の、全国水平社の綱領をふみにじつて、部落民なるがごとくよそい、内部に喰いいつて、水平運動の乗っ取りをはかり、近くは、東京市電自治会に内紛をおこさしめ、日本農民組合内部に、

その魔手をのぼし、現に、東京芝浦労働組合をも乗取らんとして、ロシア直伝(利用、かく乱、せん動)のわるだくみを施しつつある。かくのごとく、無産階級解放運動の陣営をみだし、自己の権勢を張らんとするに手段をえらばざるかれ等は、ブルジョア政党のいつもながらの手段さえそのまま継承し、実行しつつある。

わが水平運動も、また、危く、かれ等の毒手にたおれんとした。

日本社会運動の戦線をして、今日の混乱にいたらしめたものは、日本共産党の権力欲の然らしめるところであることを、以上の事実に見ても断言しうる。ことに、戦線分裂のもとをつくり、これをおこないながら、その責任をなすくりつけて、かれ等一流のへ理屈をならべ、お題目をとなえての裏切り呼ばわりに至つては、じつにみにくく、盗びとだけだけしさのきわみである。実に、かれ等は、被搾取、被支配階級の敵である。

何人も反対することなく、かれ等もまた、分裂に反対する。が故に、分裂のもとを為す分子をとりのぞいて、以つて戦線の統整をはからねばならぬ。

われ等は、この重大時期に直面して、だまっているに忍びず、敢然として水平運動の本流をあきらかにし、強権的主張を排し、人間本来の性情たる相互扶助精神の徹底と、自由合意による組織の実現の時々のみ、吾等の全き解放があるとの信念のもとに、ここに同志のかたき聯合成りて、「全水解放同盟」を創立した。

全国に散在する吾等の兄妹よ!

われ等はわれ等のけい冠旗(黒旗)を守り、断じて旗色を変えず、すすむべき道を勇敢にすすむと共に、水平運動の戦線をかく乱せんとする一切の敵に対して戦いを奮い、吾等特殊部落民のまつたき解

放を期せんとするものである。

宣言

我等特殊部落民は、時代を通じて、社会の最下層階級として踏み
にじられつつ、人間外の人間として、あらゆる虐殺的迫害と、最後
の血のひとしづくまでの搾取とに、絶望的なうめきを続けてきた。

ある者は、社会をのろい、ある者は復しゅう的反抗を決行した。
過去、幾世紀間、我等は少数のなまけ者のぜいたくとたのしみを
むさぼるために必要とするどれいとしてのみ生存をゆるされ、一切
の幸福と自由を奪われた『エタ』としての犠牲を強要された。

我等の生命は、つねにおかされ、脅かされてきた。実に我等特殊
部落民の歴史はドス黒い人間の血をもつてつづられている。我等は
その血を享けて生れた。

われ等は虐殺され、ふみにじられた祖先と同じ不遇に直面してい
る。自由も、権利も、一切の美も、幸福も、支配階級のよくばりを
みたくために奪われ、どれい的地位を強制されている。すなわち我
等は、エタであり、無産者であり、さらに被支配者である。

我等の多くの兄妹は、工場に、田園に、資本家と地主にこき使わ
れてわか死にした。このひどい仕打に加うるに、さげすみと、差別
の迫害は、われ等の肉を裂き、肉をえぐりつつある。

この不条理と暴圧に、我等特殊部落民の血は燃えずにおかなかつた。
地上の何物をも焼きつくさねば止まないあだうちの反抗心は、その
牙城に肉迫して、支配階級をふるえあがらしめた。

しかるに、このけだかいわれ等の運動を、自己の権勢獲得の具に
利用し、あの支配欲を充さんとする野心家、共産党一派の策動する。

を見る。政治的虚栄に目のくらんだ無産政党運動屋のやつらがそれ
である。

いまひとつ、政府者流とむすびつきし、水平運動を骨抜きにせん
とする融和運動屋のこそどろのしゅん動するをみる。

このふたつの怪物のうち、融和運動に至っては、その正体の識別
容易にして、全戦線をあげて反対し、排撃しつつあるも、政治運動
屋は大衆の無知に乗じて、その手段巧妙をきわめ、憎みてもあまり
あるばい菌をまきちらしつつある。

かれ等は無産階級解放の美名を名のつて、民衆に君臨せんともが
いている。

我等は、この解放運動の裏切り者、政治運動屋一派を、聖戦の門
出にまず血まつりに上げなければならぬ。

政治は、その形態が如何に進化するも、益々悪らつ、陰けん、残
忍の度を増すのみで、その発生的本質たる搾取と支配のカラクリ以
外の何物でもないことをわれ等は識る。すなわち、無産政党運動は、
極悪なる資本主義政治を、よりずるく延長せしめんとするいつわり
であり、我等をどれいのわなにおかんとする毒素的行動である。プ
ルジョアの政治も、プロレタリアの政治も、政治に、変わりはない。

政治のあるところ、つねに階級支配と、それに伴う階級搾取がある。
そもそも、さげすみと差別の観念は、征服の事実より発生した。

搾取者、支配者のない原始時代の村落における自由なる人類の自治
生活にありては、差別観念はかけらだに存在しなかつた。しかし、
搾取と支配のあるところ、被搾取、被支配の階級がある。階級の存
在する社会には我等に対する差別とさげすみも必然的に存在する。
かかるが故に、搾取と支配を中枢とする現社会は、差別観念の根原

であり、うばわれたる自由と、平等と、正義の奪還でもあり、それ
を培育助長せしめる温室である。

われ等が、過去に行使してきた「徹底的糺弾」は、この社会悪の
根源にふえつを加える時、その徹底性があり、意義がある。

我等の運動は、明確なる階級意識に立脚したる、特殊部落の自主
的解放運動である。うばわれた自由と、平等と、正義の奪還でも
あり去勢された人間の真の人間を獲得せんとする決死的闘争である。

我等の自由と平等と正義は、一切の搾取と、一切の支配階級を打
倒してのち、確立され、そして、その時にのみ、全人類の解放がある。

右宣言す。 一九二六年九月

綱領

我等は全国水平社の綱領を綱領とする。

標語

- 一、エタの解放はエタ自身の行動によらねばならぬ。
- 一、我等は自由聯合主義を基調とする。
- 一、差別と搾取に抗争せよ！
- 一、融和運動をばく滅せよ！
- 一、政治運動屋を排撃せよ！
- 一、共産党一派及び職業的運動屋を駆逐せよ！
- 一、暴圧法令の徹廢。

著者が、『解放聯盟』結成の日時を追究したのは、それを追究する
ことよつて、その過程で、協議を持った場所、協議に加わつた同

志、ひいては上記の趣意書、宣言、標語等の筆者なども知りたいと
考えたからであるが、それは全く、あきらかにすることは出来なかつた。

しかし、その筆致から判断して、論理的と言うよりは、感情の起
伏が多く示されているところからみて、宣言の筆者は、若年の青年
であろうと思う。

趣意書は、ボルのフラク活動の現実に、多くふれていることから
深川の筆ではあるまいか。

いづれにせよ、『全水解放聯盟』は、大正十五年(一九二六)九月
十月頃に結成され、当時、長野県水の本部であった小諸水平社の全
水本部中央委員であった朝倉重吉(当時三十歳)が発行人となり、
県水を発行所とし、この場合、種々の状況証拠によつて、その編集、
それから恐らく各号巻頭の論説も、当時、全水関東聯盟執行委員長、
全水本部中央委員であった深川武(当時二十六歳)であったであろ
うと思われる(表面上の解放聯盟事務所は、勿論、各古屋愛知県水
本部)。

この朝倉、深川のコンビによつて、『解放聯盟』の機関紙『全国水
平新聞』が、充実した内容をもつて刊行されたのである。

以下、号を遂つて、各号を紹介する。

その前に、深川を主体とする活動であるので、余りひろく知られ
ていない日共の「無産者新聞」差別事件をかんたんに触れたい。

三 『無産者新聞』差別事件

『無産者新聞』第一号が創刊されたのは、周知のように、大正十四

年(一九二五)九月二十日である。その創刊号の『しつた録』なるコラムで、徳田球一が差別用語を使用したのが発端である。

総括的に言つて、日本共産党の水平運動に対する態度は、利用主義の域を出なかつたことは、争うことのできない事実である。真実の共闘などはなかつた。

この問題にしても、東京府水(深川武)が同紙に警告を發したのに対し、ようやく十一月一日になつて、第四号同紙上に「釈明」の形式で、

「九月二十日、本紙第一号しつた録欄の記事に対して、東京府水平社から警告をうけました。共同戦線に立つ本社か不用意の言語を使用し、諸君の感情を害しましたことは申訳ないことに存じます。また、お話合いの最中にも東京府水平社の感情を害しましたが、これまた他意のなかつたことを、ご諒解得たいと思います。ここに本社は誠意をもつて、東京府水平社を通じて、全国水平社に釈明いたします。」

と釈明した。この文中に示されているように、当初は、一部水平社同人のごときがなにごとをいんねんをつけるかという態度に出たことは、大よそ、察せられる。東京府水は「釈明」をもとめたのではなくて、そうした何気ない用語のすみずみに、示されるさげすみと差別の觀念の深さに対して、しかも、その当事者が、解放をぶらさげて、徳田と言えば、日本共産党の代表的幹部ともある者が、水平運動を何とみているかという本質に対して警告を發したのに対し他意なき失言、ぐずぐず言うなどでもないいたげな態度を諒承することはできなかつた。

すると、越えて十一月十五日の第五号同紙に、はじめて「陳謝」

として、

「九月二十日発行、本紙第一号しつた録欄に貴社一同に対して不用意なる字句を使用し、以て貴社御一同の感情を害したことは諒に遺憾に存じます。また、お話の最中にも、不誠意の爲め、諸君の感情を害しました事は、本社としては甚だ遺憾の事で、かかることを以て諸君をわずらわし、ご迷惑をかけたことを、ここに、主筆佐野学、編集者仲曾根源和、執筆者、徳田球一の名を以て、東京府水平社を通じて、全国水平社に陳謝いたします。」

差別が発生して、それが片付くまでのこうしたやりとりをみると、日本共産党の基本的な態度、それに対し「無産者同」その他、名前変われど中味は同じ、手を変え品を変えての、日共中央に対する迎合が、この事件からも、対照的にうかがえる。

右の事件は、秋定嘉和『水平運動』(一九二〇年代) P.56に掲載されている(注78)。

(注78) 本書に於ては、『無産者新聞』糺弾事件は、『部落解放研究』一九七二年十月号渡辺徹氏「部落解放運動史の研究視角」P.8から引用した。この事件はアナ系の関西自由新聞第二号(昭和二十一年十一月刊)でも大阪府水解放同盟山岡喜一郎が触れている。

四 『全国水平新聞』創刊と巻頭言

『解放同盟』の機関紙『全国水平新聞』は、聯盟結成(大正十五年九月十月)におくれ、創刊第一号が発行されたのは、大正の年号があらたまつた、昭和二年(一九二七)七月二十五日である。

水平運動の『解放同盟』に関する類書の取材は、ことごとく、この『全国水平新聞』から採取されている。そこに一例の脱漏もない。したがつて、何よりも、『全国水平新聞』を忠実に追究することが示すものこそ、当時に於ける全水アナキズム運動の全容である。

すでに、深川武の雑誌『解放』十二月号に於ける報道のなかで、聯盟の機関紙は『解放運動』である旨の予告をしているが、何等かの事情で、機関紙名の変化が生じたものであろう。もともと、『解放運動』なる同名紙は、福山の岡田光春、小松亀代吉、山口勝清、沢田武雄によって発行されたが、それは昭和三年である。したがつて、別な支障によるものであるう。

『解放同盟』は、勿論、全水の一部門である意味に於て、綱領は、水平社のそれと同じである。

ただし、スローガンは、すでに発表したものと等しいが、ただひとつ、最後に「消費組合、生産組合を組織せよ!」の一項が追加された。

深川武は、この項目の示す問題について、のちに、雑誌『改造』十月号の論文で触れていることから、深川の意見が提案されたか、当時、朝倉重吉は、かれ自身は小作ではなかつたが(次章、『長野県水平運動について』を参照せよ)、かれの親たちは零細小作であり、信州に於ける『農民自治会』の推進者でもあつたので、その立場からすれば、この条項は受け容れうる性質のものである。

また、当時に於ける全水『解放同盟』の加盟団体は以下のとおりである。この各県水に於けるその活動家については機関紙各号の記述を終わつたあとで、判明する人びとについてはあげる予定である。

加盟水平社

長野県水平社有志	京都府水平社有志
埼玉県水平社有志	兵庫県水平社有志
東京府水平社有志	大阪府水平社有志
静岡県水平社有志	広島県水平社有志
愛知県水平社有志	山口県水平社有志
岐阜県水平社有志	

以上である。

五 発刊の辞「水平運動の現勢と我等の使命」の情勢分析

この論文の執筆者は、深川武ではあるまいか。全文は六項目から組み立てられているが、第二項では福本イズム、第三項の政党運動による水平運動の分裂の必然性の分析、第四項の不振の真の打開策、第五項では、のちの桜井大会(昭和六年、十全大会)に於ける全水解消草案の提案の可能性にも、すでにこの期(昭和二年)に於て洞察している。傾聴する説を述べている。

以下に、その全文をかかげる。

さきに、我が『全水解放同盟』は、創立趣意書を發表し、水平運動の現勢を述べた。

その後、日本の解放運動には、政治運動を中心とする分裂騒ぎがあつて、幾多の変せんがあつたごとく、水平運動にも、また、変せんがあつた。吾われが予想したることく分裂、分立等の苦にがし

きことがあったのである。

而して、その戦線の委縮に乗じての支配階級の弾圧は、露骨を極わめ、はげしさを盡さんとしている。思うにすきに乗じての支配階級の逆襲である。

このすきこそ、我々のもつとも戒めねばならぬことであつたのである。

我われは、再び、このすきを検討し、三度び、戦線の確立を期し、以て我が部落民解放運動を正道に進出せしめなければならぬ。

二、そもそも、この分裂騒ぎの犯人はたれであるか。つまり、我が水平社のみならず、日本の無産階級解放運動の分裂騒ぎは、何故に起るか。それは、ここにあらためて言うまでもなく、二十世紀のばけものノボルセヴィキ、すなわち共産党のゴマのはいどもこそ、この戦線かく乱の真犯人である。

見よ、かれらの果喰うところ、必ずや、紛あり糺ありで、支配階級に乗ぜられてはいないか。かの膨大をほこつた日本農民組合も、また、遂にかれ等の魔手に倒されて、二分に止まらず三分してしまつた。

わが水平社運動にありては、この化物の流れをくむ水平社『無産者同盟』の化身、『水平社労農党支持同盟』なるもの現われ、得意の利用、かく乱、煽動、乗っとり、食いこみ等を戦術として、中傷と悪罵をほしきままにしている。

この『水平社労農党支持同盟』なるものは、例えば、天下の形勢を見あやまつた一部水平社中間派とボルセヴィキとの政治的野心の一致による野合体であるが、主体は、ボルセヴィキである。

最近、かれ等は、凶々しくも、戦線分立の責を他に負わせようと

し、無知にも、厚顔にも、戦線委縮の責を反政運動に転かしようとし、一流のでたらめをたくましくしている。

滑稽にも、かれ等は、日本共産党一派が、昨日の御大、山川均を反動と罵り、福本某の方向転換乃至は、弁証法等等の遊戯的理論闘争とやらをまねて、そのままこれを水平運動に適用せんとして、お題目のけいこをしている。あたかも、トランプの戦術を弄するかの如くに。

泣きごとを並べて、かれらのいわく、支配階級の弾圧に違ひ、差別争議の解決はかばかしくないのは、

一、全面的政治闘争へ進展しなかつたこと、換言すれば、労農党を支持しなかつたこと。

二、一般無産階級団体と共産党一派との提契がなかつたこと。等、かれ等の政運動に、かれらのボルセヴィキ化、赤化に都合のよきことのみをあげているが、しかし、その何れも正こうを得ざる、かれ等の認識不足による小児病的うそつきのみである。

三、

我々をして言わしむれば、政運動をするからこそ、支配階級には乗ぜられ、戦線は分裂するのである。その実例を労働運動にみよ。政運動をやり出した労働組合、農民組合に分裂騒ぎをしない組合があるか。しかも、思想の一致のもとでの団体でも、団結でもない全国水平社の戦線が、政運動によって動揺するのは、火をみるより明らかである。

何となれば、我が全国水平社は、ただ、「部落民として、しいたげられ、辱しめられてきた差別され、さげすまれた者のみの団体であるからである。

思想、乃至、政治的意見は、日本に、世界に、雑多である。各自の思想、各自の政治的意見は、日本に、世界に雑多である。各自各自の思想乃至政治的意見をわが水平社に注入すれば、混乱することは、容易にうなずけるところであらう。

これ、吾々が政治運動に反対する理由のひとつである。

だが、かれらは言うであらう。我々には、全階級の単一無産政を主張していると。だが言うをやめよ。

単一無産政は、今日では、空想であり空論であり、共産党一派のごまかしのスローガンとなつてしまつていて、かれ等が声を大にすればするほど、無産政は分裂してしまつていてではないか。

従来、かれらが言う政運動の正体は、正しく平易に無産大衆には知られていない。我われは、この点に注意し、機会あるごとに、かれらの正体を徹底的にバクロするのであらう。かれらは政治闘争を政運動と心得て、政友会、民政党と同じことをやっている。

次の一般無産階級との提契がなかつたから福岡二十四聯隊対水平社との争議のごとく、前衛分子の収監にあえば、糺弾を中止しなければならぬことになる」とのかれ等の見解は、少しくなさない見解である。

我われには、もとより一般無産団体との提契を不可なりと言うものではない。しかしながら、思想的に空虚な誇りをさまたげられてか、日本の無産階級団体に於て、我が水平運動に協力せんための対策を講じたる団体、または謝罪の意志表示をなしたる団体があるか。不幸にして、我われは、これあるを知らない。たまたま、労農党とかの政策に加えられているそうだが、こいつは総選挙に利用することを知っている政策である。

我々は、心からなる提契と、真実なる応援をこぼむものではない

が、差別争議に協力、助力の全部を求めんとするのはいささか、あわて気味である。自分のことではない者に、我われの糺弾運動に協力を求めても、どれだけの真を信じられよう。

その他、かれ等のいわゆる全面的政治闘争とやらは、差別争議に無関心となり、たまたま、労農党一派の宣伝材料、もうけになる見定めがつくや、大衆の反抗意識をたかめると称するバクロ政策と右政党とを結びつけて解決のための争議か、宣伝の為の争議かを疑わしめる。

我われは、単なる煽動の手にはのらない。部落大衆は、部落民に有利の解決をこそぞんでおれ、労農党のはんじょうの為のぎせいになることを望んではいない。

四、

かれ等は、いままじし冷静に、根本にさかのぼつて、水平運動の不振の原因を知らねばならない。

すなわち、共産党一派の水平運動乗つとりたたられての不振であることを。また、糾弾運動の協力を他にもとめる前に、けいかん黒旗にもとむることを知る賢明さを必要としなければならぬ。

徒なる口と筆の危険きわまる政治運動進出論、我田引水の方向転換論をやめてこそ、部落民の大同団体は期し得られ、そのときこそ、全部落民的、全無産階級的、全人道的正義のあらそいに勝利は得らるものである。

五、

しかしながら、かれ等は、最早、病こうもうに入り、『水平新聞』を独占して、毒素の記事を満載し、はなはだしきにいたつては、全

隊に入隊した。

5、京都東七条水平社解放同盟創立大会。

東七条解放同盟創立大会は、大正十五年十一月十六日、午後七時より東七条西方寺に於て行なわれた。七条署の物々しい警戒のなかで、宣言の朗読が開始され、この頃より共産党一派は弥次をさかんにとばし、議事を妨害せんとしたが、各所で、解放同盟の闘士とのあいだで小競合をおこしていたが、突然、警察は、各県より創立大会に出席のため来会した同志を片ばしから検束、東京の森下もつれ去り、静岡の小林治太郎、東京府水川島松五郎が政党批判をはじめ、共産党、菱野、浅田一派が、妨害につとめ、却つて一般聴衆から「黙って聞け」と怒鳴られる一幕もあった。ついで北原泰作の反戦演説中止となり、最後に、長野の朝倉重吉が一時間にわたつて、じつにわかりやすく、無産政党の批判問題を説き、万場声なく、この論旨に聴き入っていた。この夜、検束十一名に達した。かつて『青朋』にもぐりこんでいた菱野貞次や、朝田善之助が仮面をぬいで、正体をはっきり示したのは当然のことながら口あんぐり。

6、松本治一郎は労働党に加盟せず。

昨今、ブルジョア新聞が、全水中央委員会議長松本治一郎が、布施辰治とともに労働党に入党したと、さかんに報道しているが、松本は、全然入党などには全く関知しないと声明し、またもや、支持同盟のウソがばれた。布施は入党したが、黨員ではあるが、中央委員などではないこともはっきりしている。これも嘘だ。

7、長野県北御牧村水平社創立

かねて会議中であつた北佐久郡北御牧村水平社が、昭和二年一月二十六日創立された。同地部落民集合、事務所は八重原、鳴沢慎太

郎方。東京府水から深川武、西脇、県水本部から朝倉重吉が出席した。

8、六全大会開催地変更運動全国協議会の活動

本部を占拠している労働派は、かれらに都合のよい京都を六全大会の会場にすると通知してきたが、あまりの身勝手と、裏工作にふんがいた一府七県の水平社有志及解放同盟（東京山田、高知増井、長野成沢、山口山本、愛知水野、埼玉岡、静岡杉浦）は期せずして、同じ意見であることが判明、昭和二年四月三十日、埼玉県川越、野田水平社に集合、「大会開催地変更運動全国協議会」をひらいた。挨拶、埼玉県森、議長、東京深川、書記、杉浦、成沢、進行森で、いろいろ合議、満場一致で、

一、声明書発表の件

一、同志の全国的勧誘の件

一、事務所設置の件

一、大会準備委員会に対する件

イ、人を派遣すること

ロ、各地一齋に大会開催の件

以上を決定、五月一日午前三時散会。

この運動は着々とすすみ、六全大会は今秋まで延期となった。我々は水平運動の常道にしたがつて進出しなければならぬ。『解放同盟』所属の各府県水平社は、一齋に全国大会の準備にとりかかれ！

声明書（要旨）

我々は六全大会を名古屋に於て開催することを要求する。労働党支持同盟に好都合であり、数回開催されたことのある京都開催に反対する。我々はあらゆる手段を以つて、正しき我々の主張の実

現を期す。

昭和二年五月一日

第六全大会開催地変更全国協議会

事務所 埼玉県北埼玉郡原田水平社内

参加水平社

東京府水	埼玉県水（有志）
長野県水	京都府水（有志）
群馬県水（有志）	三重県水（有志）
大阪府水（有志）	静岡県水
山口県水（有志）	広島県水（有志）
愛知県水	

全国水平社解放同盟

9、長野県北佐久小沼水平社創立

大正十五年十二月二日、長野県北佐久郡小沼水平社創立大会開催。『解放同盟』東京川島、埼玉森、県水本部朝倉重吉出席。

10、消息

イ、関西水平社解放同盟の山本利平（一九〇二）、糾弾事件で大正十五年夏逮捕、一審判決七月二十二日、下獄、八カ月下関刑務所、昭和二年三月四日出所（昭和四年マルキスト転向）。

ロ、在郷軍人糾弾事件の大阪府新道水平社の山岡喜一郎（一九〇二）？は、事件発生は八月、刑期八カ月で、昭和二年五月八日出所した。

ハ、長野県水創立時の建設にあつた高橋修峰は、このほど逝去。

ニ、静岡県水解放同盟、全水本部中央委員小山紋太郎（一九〇三）は、昭和二年一月十八日、同二月十八日、『平民の鐘』を無

届出版（秘密出版）し、出版法違反で、同年五月十三日、罰金十円に処せられている。この書名からみて、山兼泰二訳ポール・ペルテロー著を出版したものか、題名だけか不明。

ホ、広島県水『解放同盟』白砂健（一九〇五）？は、糾弾闘争により十カ月の刑期を終えて、昭和二年五月、出所した（白砂は、そのあと昭和六年二月にも六カ月の刑に服している）。

ヘ、白砂は：三月二十日、『農民自治会』全国委員会の成立を祝し、『全水解放同盟』の名において、出席、祝辞を述べた。

七 第二号（昭和二年八月二十五日発行） 巻頭言

第二号も、創刊号と同様、多くの直面する問題点にとりくみ、いろいろの解決を示しており、従来には見られないものを有つていることに、その第四項では、明瞭に「社会革命」を指向している。また、五項では「経済的接行動」が、つよく主張され、筆者の思想的立場を示している。

筆者が何人であるかはわからないが、少くとも、創刊号と同一人物であろうことは推察にかたくない。深川武の筆になるのではなからうか。以下、全文をかかげる。

一、

都会に於ても、農村に於ても、特殊部落民の大多数は無産階級である。明日のパンと、一枚の衣と、雨露をしのぐ家さえもたぬ無産階級である。特殊部落民の職業は、元来、伝統的な皮革業が多い。けれども、その皮革業のごときも、資本主義の発展につれて、部落

民の手にのみ任されてはおかない。大倉組、三菱などの大資本家の手にうばわれ、部落民の小資本家は淘汰されてしまった。過去に於ても、また、現在に於ても、いやしい職業とされ、それを生業としたために差別されるに至ったの感がある。吾等へのさげすみも、資本主義の発展と共に、部落民の独占をゆるさなくなったのである。自然、部落民は無産階級たるべき宿命をもっている。

都会の部落民は、靴、あるいははなを製造する家内工業者が多く、または、工場ではたらく労働者、その日かせぎの日傭人夫といったような、自由職業者が多数である。

都市における部落民は、実に資本主義のルツボのなかにあえいでいるプロレタリア、か、ルンペンプロレタリアである。

二、

一般無産階級が、資本家、地主に搾取されると同じく、我等特殊部落民も、資本家と地主に酷使され、搾取されている。一般無産階級の敵である資本家、地主は、特殊部落民にとつても、大敵でなければならぬ。

最近、無産階級の自覚は、工場労働者を工場に於て、自由労働者をその貧民くつに於て団結せしめるにいたつて、印刷工は、印刷工組合を組織、立ちん坊は自由労働者組合を結ぶ。その他、あらゆる職業に従う者も、産業別に組織される組合に加入する。そして、資本家階級の搾取に対して闘争しつつある。

水平運動の徹底的紮弾が、単なる差別撤廃の要求でないと同じく、経済行動も、また、単なる生活条件の改善を要求するものではない。ここに於て、我々は、提契すべき場合の性質を厳密に吟味しなければならぬ必要があるのである。すなわち、経済的直接行動に邁進するところの主張をもつ労働組合、農民組合こそ、何等の害毒がなく握手しうることになる。

しかし、そうした組合の内部に於ても、なお、部落民に対する差別と、さげすみの觀念が存在する場合は、当然、紮弾しなくてはならない。そうした者があつたとすれば、それは明確なる階級意識を持たないところのブルジョア意識の所有者なのであるが故に、その者個人の完全を期する上に於て、徹底的紮弾を行せねばならぬのである。而して真の意味に於ける階級の意識による結合が成され

農村に於ても、また、同じである。小作人は小作人自身が団結して、地主に抗争を続ける小作組合を組織している。

三、

かくの如き無産階級の階級斗争に於て、我等特殊部落民もまた、その戦線に参加しなければならないのは当然である。

都市に於ける部落民は、一般労働組合に加盟し、または労働組合を組織して、経済斗争に参加しなければならない。

農村に於ては、部落民は、小作人組合を組織し、地主階級に対抗せねばならない。

ところが、そこで注意を要することは、政治運動を主張する組合の毒舌である。日本労働組合総同盟、組合評議会、または日本農民組合、全日本農民組合同盟等のごとき、政治労働組合が農民、労働者階級を解放する為と称して、政党組織を主張していることは、少数野心家の幹部どもが、政権を握らんとするごまかし運動屋であり、無産階級をだますものであることを明確に知らねばならぬ（著者付言——そのような政治スキの労働組合を求めらば、それは自由聯合系のほかにはないのだから、この論説の筆者は憚るところなく、その組合名を示すべきである。）

そうした政治行動を主張する組合とは、断じて、握手し、提携しはならないのである。

四、

特殊部落民は、搾取される階級である以上、一般無産階級との提携は、当然すぎる当然のことである。政治運動を禁ずる我々は、経済行動をとる。

我々が言う無産階級の経済行動とは、日常生活の条件を改善せし

た時、自分の姿がはつきりと意識され、そして、敵が何物であるかが見きわめられたとき、特殊部落民と一般無産者階級とは、何等のへだたりもなく融和されうるであらう。

八、 第二号主要記事

1. 昭和二年六月二十九日、山口県水解放同盟創立大会成る。

中口の先端、下関に『解聯』ののろしがあがつた。山口県水解放同盟の創立大会は、六月二十九日、下関市稲荷座に於て挙行。大会には遠く全国から集合。対岸、福岡隊差別事件の真相、つくり話の爆破事件の真相曝露のピラは全市にまかれ、聴集は千名を超える大盛況であった。弁士は東京府水解聯の深川武、広島県水解聯の白砂健、京都府水解聯の梅谷新之助、九州聯合会解聯の西長達、愛知県水解聯の生駒良一、九州聯合会水月報主筆の花山清が自治水平運動より人類解放運動へ突進せよと叫び、山口解聯の山本利平が閉会の辞を述べて幕を閉じた。

2. 昭和二年七月二十九日、大阪府水解放同盟結成。

大阪府南河内郡新堂水平社は、昨年八月、川上村在郷軍人会差別事件紮弾斗争で、多数犠牲者（アナ系）山岡喜一郎八九月、大串孝之助八九月、石田正治六九月、北井正一六九月など、二十数名が検挙、活動分子が入獄した結果、活動が一時停止していたが、犠牲者もぼつぼつ出所し、『全水解放同盟』の活動を行なうために、七月二十五日、新堂円光寺に於て山口県、広島県、大阪府、京都府、愛知県等の解放同盟員、多数出席のもとに、けい冠旗ひるがえる会場に、山岡喜一郎が開会の辞を述べ、松谷巧が議長席につき、綱領、宣言、